

平成22年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成22年3月1日(月曜日)
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 市政並びに教育行政執行方針演説
- 第6 報告第1号 例月出納検査結果報告
- 第7 報告第2号 例月出納検査結果報告
- 第8 報告第3号 例月出納検査結果報告
- 第9 報告第4号 例月出納検査結果報告
- 第10 報告第5号 定期監査報告
- 第11 委員長報告
 - 1 平成21年議案第84号 美唄市道路占用条例の一部改正の件(産業・厚生)
- 第12 報告第6号 市立美唄病院経営健全化計画調査特別委員会報告
- 第13 議案第15号 空知教育センター組合規約の一部変更の件
- 第14 議案第16号 美唄市長の政治倫理に関する条例制定の件
- 第15 議案第17号 美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件
- 第16 議案第18号 美唄市給与条例の一部改正の件
- 第17 議案第19号 美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改

- 正の件
- 第18 議案第20号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部変更の件
 - 第19 議案第21号 美唄市民会館管理条例の一部改正の件
 - 第20 議案第22号 美唄市立公民館条例の一部改正の件
 - 第21 議案第23号 美唄市地域体育館設置条例廃止の件
 - 第22 議案第24号 指定管理者の指定の件(美唄市民会館、美唄市立公民館、美唄市立公民館拓北分館、美唄市立公民館桜井邸分館)
 - 第23 議案第25号 指定管理者の指定の件(美唄市営野球場、美唄市営陸上競技場、サン・スポーツランド美唄)
 - 第24 議案第26号 美唄市税条例の一部改正の件
 - 第25 議案第27号 美唄市美しきまちづくり条例の一部改正の件
 - 第26 議案第28号 指定管理者の指定の件(美唄市一般廃棄物最終処分場)
 - 第27 議案第29号 指定管理者の指定の件(美唄市リサイクルセンター)
 - 第28 議案第30号 美唄市高齢者等生きがい活動支援条例の一部改正の件
 - 第29 議案第31号 美唄市へき地保育所条例の一部改正の件
 - 第30 議案第32号 指定管理者の指定の件(美唄国設スキー場、美唄市体験交流施設、美唄市パークゴルフ場)
 - 第31 議案第33号 美唄市準用河川及び普通河川流水占用料等徴収条例の一部改正の件

第32	議案第34号	財産取得の件	2番	森川	明君
第33	議案第35号	市立美唄病院経営健全化計画策定の件	3番	五十嵐	聡君
			4番	高田	正則君
第34	議案第36号	平成21年度美唄市一般会計補正予算(第11号)	5番	高橋	幹夫君
			6番	阿部	義一君
第35	議案第37号	平成21年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第2号)	7番	長谷川	吉春君
			8番	米田	良克君
第36	議案第4号	平成22年度美唄市一般会計予算	10番	小関	勝教君
			11番	土井	敏興君
第37	議案第5号	平成22年度美唄市民バス会計予算	12番	本郷	幸治君
			13番	紫藤	政則君
第38	議案第6号	平成22年度美唄市国民健康保険会計予算	14番	林	国夫君

第39	議案第7号	平成22年度美唄市老人保健会計予算
第40	議案第8号	平成22年度美唄市下水道会計予算
第41	議案第9号	平成22年度美唄市介護保険会計予算
第42	議案第10号	平成22年度美唄市介護サービス事業会計予算
第43	議案第11号	平成22年度美唄市後期高齢者医療会計予算
第44	議案第12号	平成22年度市立美唄病院事業会計予算
第45	議案第13号	平成22年度美唄市水道事業会計予算
第46	議案第14号	平成22年度美唄市工業用水道事業会計予算

◎欠席議員(1名)

9番 白木優志君

◎出席説明員

市	長	桜井	道夫君
副	市長	斎藤	正紀君
総	務部長	安田	昌彰君
市	民部長	岩本	良一君
保健福祉	部長兼福祉事務所長	中川	直紀君
商工	交流部長	岡嶋	博文君
農	政部長	林	信孝君
都市	整備部長	山口	隆慶君
市立美唄	病院事務局長	高倉	雄治君
消	防長	霜田	公法君
総務	部総務課長	大崎	聡君
総務	部総務課総務係長	村上	孝徳君

◎出席議員(15名)

議長 内馬場 克康君
副議長 谷村 孝一君
1番 吉岡 文子君

教育委員会委員長 白戸 仁康君
教育長 板東 知文君
教育部長 前田 敏和君

選挙管理委員会委員長 後藤泰彦君
選挙管理委員会事務局長 秋場勝義君

農業委員会会長 佐藤博道君
農業委員会事務局長 林忠男君

監査委員 扇谷均君
監査事務局長 稲村秀樹君

◎事務局職員出席者

事務局長 藤井英昭君
次長 中平匡司君

午前10時00分 開会

●議長内馬場克康君 ただいまより、本日をもって招集されました平成22年第1回美唄市議会定例会を開会いたします。

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

6番 阿部義一議員

7番 長谷川吉春議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より3月19日までの19日間とし、うち3月2日ないし3月4日、3月6日及び3月7日、3月9日ないし3月18日を休会といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長内馬場勝康君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については、朗読を省略いたします。

諸般報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって諸般報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって議長報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第5、市政並びに教育行政執行方針演説に入ります。

市長。

●市長桜井道夫君(登壇) 平成22年第1回定例会に当たり、市政執行についての私の所信を申し上げます。

私が2期目の市政を担うこととなってから、1年5カ月が過ぎ、本年は2期目の折り返しを迎えることとなります。私は、これまで地域活性化に関する数多くの課題に真摯に向き合い、力の限りその解決に取り組んでまいりました。地域活性化を図るためには、課題を一つひとつ解決し、将来を見据えて着実に取り組んでいくことが重要であります。特に、まちの活力づくりに関しては、市民の皆さん

から大きな期待を寄せられておりますので、平成22年度の市政の執行に向けては、これまでの取り組みを土台として、一層の力を傾注していかなければならないと考えているところであります。

本市では、少子高齢化が進み、多様で質の高いサービスが求められる一方、人口減少により、歳入の根幹をなす市税の減少に歯止めをかけることは容易ではない状況にあります。限られた財源を有効に活用し、最も大きな効果を出すためには、何が重要かということを考えるとき、私は、まず、市民の皆さんが安全で安心して暮らすことを最優先とし、このことを基本としつつ、まちの活力を高めていくことが必要と考え、これまで市政をすすめてまいりました。

去年は、新型インフルエンザの蔓延、一昨年の金融危機から続く経済・雇用情勢の深刻化、不安定な天候による農業被害があり、厳しい状況に直面したほか、政権交代により、各分野での政策が転換されるなど、市政の運営に関しては難しい舵取りが続きました。

今後のまちづくりにおいては、このような大きな変革の波の中で、難しい舵取りの場面に数多く直面することが予想されます。

私は、こうした変革の厳しい困難な時代こそ市民の皆さんと一層力を合わせて、美唄らしいまちづくりに邁進していかなければならないと、決意を新たにしております。

平成22年度の市政執行に当たり、私の基本姿勢を申し上げます。

財政健全化の取り組みに関しましては、昨年1月に策定した美唄市財政健全化計画に基づき、取り進めてきたところであり、平成2

1年度については、市民の皆さんのご理解とご協力をいただき、一定の成果を得ることができた見込みとなりましたが、目標は総額約40億円の財政収支不足の解消でありますので、1日も早くこれを実現できるよう、さらに計画に基づいた取り組みを着実に進めてまいります。

本市を取り巻く経済情勢や景気動向は一層厳しく、この状況はさらに続くものと考えられますが、私は、今後とも、限られた財源の効果的な活用はもとより、市民の皆さんの生活を守り、支えていくという点にも十分留意しながら、本市の財政状況についてわかりやすくお知らせし、ご意見をいただく機会も設ける中で、財政健全化に全力で取り組んでまいります。

地域医療の確保の取り組みに関しましては、市立美唄病院において、地元医師会のご協力や近隣の中核病院との連携により、救急医療を継続しており、また、市内1カ所となった人工透析の対応も整ったところであります。

地域医療を取り巻く状況は、依然として困難なものがありますが、将来の医療提供体制のあり方について、引き続き関係者の方々と検討を進めてまいります。

また、市立美唄病院は、市立美唄病院経営健全化計画を策定し、公立病院としての役割を果たしていくため、医師の確保を含め、経営再建に向けた取り組みを継続してまいります。

昨年開設したアンテナショップは、たくさんの方々にご利用いただき、本市の数多くの食材や食品などの特産物を手に取っていただき、購入につながっていることは、大きな成

果であると受けとめております。

また、北海道の地域再生チャレンジ交付金を活用した地域の魅力まるごとブランド化推進事業では、地域資源を活用したモニターツアーを実施し、参加者から意見をいただいたところであり、その結果を踏まえ、事業化に向けて地域が主体となり、観光企画商品を開発し、販路の確保に努めることとしております。

まちの活力づくりに向けては、多くの方からご意見をいただき、さまざまな方向から検討を加えながら、農と食を中心に本市の潜在的な可能性を引き出す取組みを一步一步着実に進めてまいりたいと考えております。

私は、最近、「国民総幸福量」という考え方があるということを知りました。一般的に国家の目的は、経済成長により国や国民を豊かにすることですが、アジアの国ブータンでは異なっているようです。

国民が幸せになるためには、最低限の物の豊かさは必要であるけれども、それに加え、家族の和や地域社会の和、人間と大自然との和、そして、国民一人ひとりが共有できる歴史、文明、文化が大切であるというのがブータンの国家哲学であり、経済成長は国民の幸せを追求するための手段の一つにすぎないという考え方に立っているそうです。

まちづくりの目的も、最終的には、市民の皆さんの心の充実や、幸福の追求であるという点では、この「国民総幸福量」という考え方と合い通じるものがあると感じたところがあります。

私は、一人ひとりが人とのつながりを大切にし、子育て支援や教育・文化、介護、地域

福祉など身近な課題を解決するため、様々な方々と力を合わせ、意欲的に活動することで、住みよい地域づくりや躍動感のあるまちづくりが実現されるものと考えております。

このようなことから、「自立と協働のまちづくり」は、一層重要になると考えておりますので、今後ともその取り組みが広がるよう、努めてまいりたいと考えております。

第5期美唄市総合計画「美唄21世紀まちづくりプラン」は、平成22年度が最終年次となります。重点として取り組んできた福祉、環境、交流、経済振興のそれぞれの分野については、総合的な子育て支援、環境基本計画の策定、観光企画商品の開発、農商工連携などの取組みを市民や企業の皆さんとの協働により進め、計画の仕上げに努めてまいります。

また、これまでのまちづくりの成果と課題を踏まえ、平成23年度から始まる第6期美唄市総合計画の策定に向け、引き続き美唄未来会議で活発な議論を行っていただくとともに、庁内での策定作業を進め、総合計画審議会への諮問やパブリックコメント手続を経て、議会に提案してまいりたいと考えております。

次に、平成22年度の主要施策について申し上げます。

平成22年度予算については、地域活性化・公共投資臨時交付金及び地域活性化・きめ細かな臨時交付金を充当する平成21年度からの繰り越し事業と併せ、事業の切れ目のない執行に努め、市民生活の安全性・利便性の向上とともに、市内経済の活性化を図ってまいります。

まず、「やさしさと健康のまちづくり」であります。

誰もが住み慣れた地域や家庭で安心して暮らしていけるよう、生活の自立を地域全体で支援する仕組みを築いていく地域福祉の考え方を基本に、「やさしさと健康のまちづくり」を進めてまいります。

子育て支援については、子育て支援センターを中心とした市民の皆さんとの協働による総合的な子育て支援の取組みを継続するほか、新たに、安心して子育てができる環境づくりの一環として、保護者が家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設で一定期間養育、保護を行う子育て短期支援事業を実施し、児童及び家庭の福祉の向上を図ってまいります。

また、国の新たな政策により、中学校修了までの児童を対象とした子ども手当の支給を始めるとともに、母子家庭の生活の安定と自立の促進を目的とした児童扶養手当の支給対象を父子家庭にも拡大いたします。

健康づくりについては、生活習慣を改善し、市民一人ひとりが自ら取り組む健康づくりを地域全体で支援していく環境づくりを進めるとともに、地域の健康課題やライフステージに応じた健康づくり事業を総合的に行うなど、市民の健康づくりの推進と疾病の予防に努めてまいります。

高齢者福祉については、地域包括支援センターを中心に高齢者の生活を地域で支えるためのネットワークづくりを進めるとともに、高齢者の皆さんが要介護状態などにならずに自立した生活を送ることができるよう、引き続き、介護予防事業の充実に努めてまいります。

障がい者福祉については、障がい者の方が

家庭や近隣の方々との温かなきずなを保ちながら、地域の一員として安心した生活を送ることができるよう、必要なサービスの提供や、地域生活支援の充実などに努めてまいります。

また、北海道の緊急雇用創出推進事業を活用し、花の植栽や清掃など、駅周辺の景観向上に関する業務発注による障がい者の方の就労支援に取り組んでまいります。

地域福祉については、ぬくもりのある地域社会の実現を目指して、「福祉のまちづくり」を地域の皆さんと一緒に考え、社会福祉協議会や福祉関連団体、ボランティアの皆さんとの連携、協働により、課題の解決に向けた実践活動につながるよう、取り組みを進めてまいります。

次に、「快適な暮らしを実現するまちづくり」であります。

うるおいとゆとりのある生活環境のための都市基盤整備や、安全で安心な地域づくりなど、「快適な暮らしを実現するまちづくり」を進めてまいります。

道路交通網については、引き続き、東7条南線などの改良・舗装や側溝等の整備を進め、道路の安全性や利便性の向上に努めてまいります。

除排雪については、市民生活や経済活動の基盤となる道路交通網の確保に努めるとともに、引き続き、間口除雪を実施し、市民の皆さんの安全で安心な冬の暮らしを支えてまいります。

防犯、交通安全、消費生活など、安全・安心なまちづくりについては、近年、凶悪化、巧妙化、低年齢化している各種の犯罪や交通事故、あるいは、特に高齢者をねらった振り

込め詐欺や訪問販売などに対する不安を解消し、防犯意識の高揚と自主活動の促進を図るため、地域安全教室を開催し、自主防犯組織の立ち上げを支援するほか、警察署などの関係機関と密接な連携を図り、安全で安心なまちづくりに協働で取り組んでまいります。

市営住宅については、有明団地の受水槽ポンプの改修及びゆたかニュータウンほか2団地に住宅用火災警報器の設置を行うなど、公営住宅の環境改善を図ってまいります。

北海道から取得する美の里団地については、事業主体として、既存の市営住宅とともに、適正な管理を行ってまいります。

民間住宅については、高齢化の進展に対応するため、バリアフリー及び断熱改修に対する支援制度を継続してまいります。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、市内建築物の耐震化の状況を調査し、現状を把握するとともに、耐震改修促進計画を策定し、耐震化に向けた施策を検討してまいります。

上水道については、水質の管理を徹底し、安全で安定した給水と効率的な経営に努めながら、配水管の計画的な更新を行ってまいります。

下水道については、東明・茶志内地区の整備を進め、汚水処理区域の拡大や水洗化を促進するほか、下水道処理区域外における合併処理浄化槽の設置を継続して実施してまいります。

防災については、地域防災計画に基づく防災訓練の実施や自主防災組織の育成を図るほか、避難場所の周知を徹底し、災害発生時の迅速な避難対策に取り組むなど、防災対策の

強化に努めてまいります。

地震防災対策としては、小中学校の耐震補強工事を実施するとともに、地震情報等を瞬時に伝達通報する全国瞬時警報システムの運用を開始いたします。

消防については、高規格救急自動車を更新し、安定した救急搬送を確保するとともに、引き続き市民への救命講習会を実施し、救命率の向上に努めてまいります。

また、火災から市民の安全を守るため、住宅用火災警報器の設置促進に努め、火災予防の周知・徹底を図るとともに、消火栓の増設及びはしご自動車の総点検を行うなど、消防体制の充実強化に取り組んでまいります。

次に、「人と自然が調和したまちづくり」であります。

本市の豊かな自然を守り、環境への負荷を低減し、循環型社会の実現に向けて、市民の皆さんとの協働による「人と自然が調和したまちづくり」を進めてまいります。

総合的な環境対策の推進に向け、美唄市美しきまちづくり条例に定める基本理念を踏まえ、環境に配慮した美しいまちづくりを総合的、かつ、計画的に進めるため、環境基本計画の策定に取り組んでまいります。

自然環境の保全については、ラムサール条約の登録湿地である宮島沼について、環境省が実施する自然環境保全事業と連携を図り、宮島沼水鳥・湿地センターを拠点とした環境学習の実施や情報提供の充実に努めるほか、環境保全に向けたモニタリング調査や水質調査を行うなど、自然環境の保全と賢明な利用に向けた取組みを進めてまいります。

廃棄物の適正処理については、ごみの減量

化と再資源化を進めるため、生ごみを含む可燃ごみの処理方法等について、引き続き検討を進めてまいります。

次に、「豊かで活力ある産業が広がるまちづくり」であります。

極めて厳しい経済・雇用情勢にある中、農業や商工業、観光の振興に向けて、資産、人材、情報などの多くの資源を活かしながら、産業間のつながりを大切にする「豊かで活力ある産業が広がるまちづくり」を進めてまいります。

農業については、農業・農村を持続的に発展させていくため、担い手の育成・確保に向けた生産基盤の整備や、水田農業の根幹をなす基幹水利施設の整備を促進するとともに、本市の特色ある農産物、特産品や農村景観などを活用したグリーン・ツーリズムによる都市住民の受け入れやICTの利活用により、地域の魅力を発信し、都市と農村の交流を継続して推進してまいります。

また、美唄市食育推進計画に基づき、市民の皆さんの食育への関心を高め、地産地消や健康づくりにつながるよう、小中学校や農家等との連携を図りながら、様々な取組みを進めてまいります。

商業については、まちなか交流広場を活用し、中心市街地に賑わいを生み出す取組みを進めるとともに、市民の皆さんに市内で購入物をしていただく運動を展開し、商業の活性化を図ってまいります。

工業については、不安定な経済情勢により、進出意向を持つ企業が大きく減少する傾向にあることから、工場等の立地を支援する助成制度について見直しを図るとともに、進出企

業に関する情報の収集及び誘致活動を継続し、企業誘致の推進を図ってまいります。

新しい産業づくりについては、中小企業者が参加する研究グループが行う地域の特性や資源を活かした内発型の産業起しにつながる新たな研究開発事業を支援してまいります。

雇用については、北海道の緊急雇用創出推進事業を活用し、雇用・就業機会の創出を図るとともに、就職希望者や高校生を対象とした職業能力向上のための人材育成や季節労働者の通年雇用化対策の取組みに対して継続して支援するほか、「ふるさとハローワーク」を新たに開設し、求職者へのきめ細かな相談に応じる体制づくりを進めてまいります。

次に、「文化と交流のまちづくり」であります。

生活様式や価値観が多様化する中で、誰もが豊かでうるおいのある毎日を送ることができるよう、生涯学べる環境づくりや次代を担う人づくり、芸術・文化の振興を図るなど、「文化と交流のまちづくり」を進めます。

学校教育については、「生きる力を育む教育の推進」を引き続き重点とし、「地域に根差し、暮らしに学ぶ」という視点から、地域資源を積極的に活用した特色ある教育を推進するなど、家庭、学校、地域と連携し、魅力ある学校づくりを目指してまいります。

男女共同参画については、本年4月の美唄市男女共同参画条例の施行を契機として、より一層市民の皆さんに男女共同参画の重要性をお伝えしていくとともに、市民や企業の皆さんとの協働による取組みを進めるため、周知啓発や連携体制づくり、ワークショップの開催などを行ってまいります。

私学振興については、専修大学北海道短期大学に対し、新たに短大が創設する自宅通学支援金制度に助成するなど、支援を強化するとともに、市と短大との連携協定に基づき、協力関係を深めてまいります。

芸術・文化については、地域の特性を活かした個性的で魅力ある文化活動の充実に向け、多様化する市民の皆さんの自主的な活動を支援するとともに、多くの方に優れた芸術の鑑賞機会を提供するなど、芸術文化に親しむ環境づくりを進めてまいります。

交流については、美唄観光物産協会と連携を図り、交流拠点施設を中心とした本市の地域資源を活かした交流活動の促進や特産品等を積極的にPRするとともに、アンテナショップの活用やイベント出店などにより、美唄ファン獲得に向けた取組みを継続し、交流人口の増加と地域経済の活性化につなげてまいります。

広域交通網の整備については、本市における交流基盤であり、広域的交流の展開にも必要となる国道12号の市内全区間の4車線化や主要道道美唄富良野線の整備、長大橋である美浦大橋や月形大橋の早期完成に向けて、国や道などに、引き続き要望してまいります。

情報化については、美唄市情報化推進計画の改定に取り組むとともに、市のホームページの充実に努めてまいります。

また、本年3月から一部サービス提供が開始された光回線について、サービス提供範囲の拡大に努めていくほか、地上波デジタルテレビ放送への対応として、我路地区のサテライト局をデジタル中継局に整備いたします。

以上、平成22年度の市政執行方針を申し

上げました。

本年は、本市が沼貝村として開村した明治23年から数えて120年目であり、市制施行から60年目に当たる区切りの年となります。この記念すべき歴史的な「とき」を市民の皆さんとともに分かち合うため、各種記念事業を行ってまいります。

この明治23年という年には、第1回衆議院議員総選挙や第1回帝国通常議会が行われ、また、民法、商法の交付や森鷗外の「舞姫」が発表された年でもありました。

我が国の近代国家としての基礎がスタートしたこの年に、私たちのまちも幕を開け、日本の近代化の歴史とともにこのまちは育ってまいりました。

この120年のまちの歴史を振り返ると、炭鉱開発と屯田兵の入植、繰り返す襲来した洪水、大火による商店や住宅の焼失、戦後の農地開拓、そして炭鉱の閉山など、様々な苦難と困難の連続でありました。しかし、その中にも収穫を喜び、文化やスポーツに親しむこころの豊かさを養い、まちの伝統をつくり上げようとする気概を持ちながら、不屈のフロンティア精神を忘れずに、力強くまちづくりを進めてきた結果、現在の美唄のまちを築くことができたわけであります。

私たちは、このような先人の労苦に思いをいたし、歴史の重さを礎にして、新しい時代の扉を開いていかなければなりません。

私は、市民の皆さんとこころを1つにして、「まちづくりは自分たちの手で」という強い気概を持って、まちに活力、魅力、個性があふれ、誇りと愛着を持って生き生きと暮らすことができるふるさとづくりに全力を挙げて

取り組む決意であります。

市民の皆さん、市議会議員の皆さんの一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

●議長内馬場克康君 教育長

●教育長板東知文君（登壇） 平成22年第1回市議会定例会に当たり、教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日の日本社会は、人口減少や少子高齢化、グローバル化の流れが急速に進む中で、社会保障、環境問題、地域間の格差の拡大、安全の確保など、様々な課題に直面しており、私たちが暮らす地域社会も大きく変化しております。

こうした中で、地域においては、個性豊かな文化の創造と持続可能な地域社会の実現をめざし、これまで培った地域資源を活かした特色ある教育を推進するとともに、自ら学び、その成果をまちづくりに活かすなど、社会全体が連携して教育に取り組むことが求められております。

また、本市は、今年、市政施行60年の節目の年を迎えており、地域の未来を切り拓き、次代を担う子どもたちの育成に向けて、教育の果たす役割はますます高まっています。

教育委員会といたしましては、「地域に根ざし、暮らしに学ぶ」という視点から、地域の豊かな自然環境、歴史、生活文化などを活かし、ともに支え合う、人間性豊かな子どもの育成をめざすとともに、いつでも、どこでも、誰もが自ら学び続けることができる生涯学習の充実を図ってまいります。

そのためには、地域が持つ教育力の重要性

を再認識し、学校、家庭、地域の協働のもとに、すべての大人や子どもたちが参画できる教育環境づくりに努めながら、各分野における施策の推進に取り組んでまいります。

初めに、学校教育について申し上げます。

幼稚園教育につきましては、幼児一人ひとりの発達の特徴を踏まえ、生きる力の基礎となる豊かな心や意欲、態度を育むとともに、家庭・地域社会との連携をはじめ、小学校・保育所等との交流を一層深めてまいります。

また、就園奨励補助事業により、保護者の経済的負担の軽減を図るほか、私立幼稚園と連携・協力し、「市立幼稚園配置見直し計画」の推進に努めてまいります。

次に、小中学校教育につきましては、子どもたち一人ひとりが生き生きと学び、心身ともに健やかに成長することができるよう、生きる力、確かな学力・人間性豊かな心・健やかな体を総合的に育むことが必要であります。

このため、教職員と児童生徒をはじめ、教職員相互、学校と地域とのより一層の信頼関係のうえに立った学校教育活動を推進するとともに、地域社会が一体となって学校・教職員を支え、支援していく仕組みづくりを進めてまいります。

また、学習指導要領の円滑な移行に努めるとともに、教育機関の連携・交流を推進するため、幼稚園・小中学校間での情報の共有や教職員の交流をはじめ、地元高校・大学等との連携を促進してまいります。

確かな学力の向上につきましては、基礎的・基本的な知識や技能をしっかりと身につけ、それらを活用できる力を育むことが重要であります。

このため、児童生徒一人ひとりが学ぶ意義を理解し、分かる喜びを実感できるよう、学習指導の工夫や改善を図るため、各学校の学力向上に向けた取り組みを支援するとともに、標準学力検査や全国学力・学習状況調査の結果を活用するなど、学習指導の充実に取り組むほか、家庭との連携による学習習慣の定着に努めてまいります。

総合的な学習の時間においては、関連する教化とのつながりを図りながら、学校や地域の特色、地域の教育力を生かし、地域の自然や生活と結びついた、生きた学習活動を展開することが重要であります。

このため、「グリーン・ルネサンス推進事業」として、小学校農業体験学習による食農教育をはじめ、環境教育、福祉教育、キャリア教育など、学校と地域が連携した取り組みを進めてまいります。

豊かな心の育成につきましては、子ども一人ひとりが社会のルールや規範を学ぶとともに、生命の大切さや相手を思いやる心、ともに支え合うことの大切さ、豊かな感性などを育むため、自然体験やボランティア活動など、様々な体験的活動の充実を図るほか、人権教育、道徳教育、教科指導、特別活動、読書活動などの充実を図ります。

また、いじめ、不登校、問題行動については、早期発見、早期対応を基本に、児童生徒一人ひとりの特性と日常の変化を的確に捉える教育相談機能の充実を図るほか、スクールカウンセラーなどの活用をはじめ、関係機関や家庭との連携を図りながら、各学校の指導体制の一層の充実を図ります。

健やかな体の育成につきましては、児童生

徒の体力や運動能力の低下が指摘されており、スポーツに親しむ習慣や意欲などを育成することが求められております。

また、健全な食生活に基づく健康づくりについても、規則正しい生活習慣の確立とともに、バランスの良い食事の大切さについて理解し、自ら実践していく力を育成することが求められております。

このため、「新体力テスト」等による課題を踏まえ、自ら進んで運動し、運動の楽しさや喜びを体得できるよう、保健体育を中心とした教科指導や部活動指導の充実を図るほか、「薬物乱用防止教室」の開催や、「性に関する指導」など、健康教育の充実を図ります。

また、生きる基本である食については、学校給食を生きた教材として活用し、地産地消の観点から、地元産米や無・低農薬野菜など、地域と密着した新鮮な食材の積極的な活用を図り、安全・安心な手作りによる学校給食の充実を図るほか、「美唄市食育推進計画」を踏まえ、学校・家庭・地域が連携した食育の推進を図ります。

特別支援教育につきましては、障がいのある児童生徒への指導や支援の充実に向けて、美唄市特別支援教育連携協議会を中心に、地域の福祉関係機関・団体等と十分な連携を図るほか、乳幼児期から学校卒業時まで一貫した特別支援教育の充実を図るとともに、子ども一人ひとりの特性に応じた効果的な指導や支援を図ります。

信頼される魅力ある学校づくりにつきましては、地域社会と協働して子どもたちを健やかに育むことが大切であり、そのためには教

育活動の成果を明らかにしていくことが求められております。

このため、学校が自ら情報発信に努め、学校評議員や保護者、地域などから広く意見を取り入れた学校運営を進めるほか、生涯学習の場としての活用を進めるなど、地域に信頼され、支えられる「開かれた学校づくり」に取り組んでまいります。

また、子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、各学校における危機管理体制の充実に努めるとともに、子どもたちが自ら身を守る力を育む安全教育の充実に努めるほか、学校・家庭・地域社会が連携した安全な環境づくりに取り組んでまいります。

教職員の研修につきましては、直接子どもの心身の発達や人格形成に携わる教育の専門家として、人間性や指導力など、その資質・能力を絶えず向上させていくことが求められております。

このため、学校が取り組む公開研究会の開催などにより、校内研修の充実と活性化を図るとともに、空知教育センターにおける各種研修会や公開研究指定校事業の活用などにより、教職員の研修機会の充実に一層努めてまいります。

また、本市の教職員が取り組む地域に根ざした学習指導を支援するため、美唄の自然、歴史・生活文化などを学び、地域を理解する「ふるさと美唄研修会」などの取り組みを推進してまいります。

学校施設の整備につきましては、子どもたちが安心して学ぶことができる環境を確保するため、耐震診断の結果により改修が必要とされる学校すべてにおいて、耐震補強工事を

実施するほか、教育の情報化に対応した教育環境の充実に努めてまいります。

学校の適正配置につきましては、児童・生徒数の動向などを踏まえ、子どもたちのよりよい学習環境を整える観点から、保護者をはじめ、地域の理解を図りながら取り組んでまいります。

次に、高等教育につきましては、平成23年度に美唄高校と美唄工業高校が再編・統合されることから、北海道教育委員会をはじめ、関係機関などとの連携を図り、新たな高校づくりが円滑に進められるよう努めてまいります。

また、専修大学北海道短期大学及び北海道中央コンピュータ・カレッジへの入学金助成事業や、北海道中央コンピュータ・カレッジへの奨学資金貸付事業を実施し、地元からの入学促進と経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

市民一人ひとりが豊かな生活を送るためには、生涯にわたり学ぶことができる学習機会の充実に努め、その成果を適切に生かす環境づくりを進めていくことが大切であります。

このため、市民カレッジや講演会などにより、学習機会の充実に努めるとともに、各種学習情報の提供に努めてまいります。

また、社会の要請に応える学習機会を提供し、地域の課題解決や地域の教育力向上など、まちづくりと連動した生涯学習の推進に努めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、子どもたちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれるよう、学校・家庭・地域がそれぞれの

役割と責任を自覚し、連携しながら、地域ぐるみで子どもたちを育てていくことが大切です。

このため、学校支援地域本部事業を中心として、地域住民がボランティアにより、学校の教育活動を支え、支援する体制づくりに取り組んでまいります。

また、沖縄県南城市との広域交流事業やジュニアチャレンジスクールなどの健全育成事業を実施するほか、子ども会育成連絡協議会などの青少年育成関係団体の活動を支援してまいります。

青少年センターにつきましては、青少年の問題行動を未然に防止するとともに、犯罪被害から子どもたちを守るため、街頭指導や各種相談事業を実施するほか、学校・家庭・各関係機関・団体等との連携を図ってまいります。

放課後児童対策につきましては、老朽化している中央小学校区の施設を児童館とともに、中央幼稚園跡に移転して、施設環境の改善と定員の拡大を図るなど、子どもの健全育成の充実に努めてまいります。

芸術文化の振興につきましては、個性豊かな市民文化の創造に向けて、地域に根ざした芸術文化活動を促進するとともに、優れた芸術文化に接する機会の充実に努めることが大切です。

このため、NPO法人美唄市文化協会をはじめ、各関係機関・団体等と連携を図り、市民が主体的に行う芸術文化活動を支援するとともに、絵画展やコンサートの開催など、芸術文化に触れる機会の充実に努めてまいります。

また、地域の歴史的文化財や伝統芸能の保護、継承並びにその活用に努めてまいります。

社会教育施設につきましては、市民の多様な学習ニーズに応えるとともに、地域社会が抱える課題解決に向けて、それぞれの施設の役割が果たされるよう、その運営に努めてまいります。

アルテピアッツァ美唄につきましては、芸術文化交流施設として、NPO法人アルテピアッツァ美唄をはじめ、各関係機関・団体と連携を図りながら、各種セミナーやイベントの開催など、多様な利活用を図るほか、その活動を全道・全国に向けて情報発信してまいります。

郷土史料館につきましては、郷土史料の総合的展示施設として、児童生徒や市民の歴史学習の拠点としての活用を図るとともに、データベース化した図書・文献・映像資料の効果的な利活用に努めるほか、開村120年、市制施行60年を記念した特別展を開催いたします。

図書館につきましては、多様化する学習ニーズや地域課題など、様々な市民の要請に応えるため、レファレンスサービスによる図書資料や情報提供の充実に努めるなど、読書活動の推進に努めてまいります。

また、子どもたちの読書活動を推進するため、ボランティア団体による親子読書活動の推進や学校配本事業の充実に努めるなど、読書習慣を定着させる取り組みを進めてまいります。

次に、社会体育について申し上げます。

市民の皆さんが心身ともに健康で充実した生活を営むためには、子どもから高齢者まで、

誰もが、生涯にわたって。身近にスポーツに親しみ、参加できる環境づくりを進めていくことが大切であります。

このため、それぞれの体力や年齢に応じたスポーツ・レクリエーション活動の充実が図られるよう、地域の皆さんが主体的に運営する総合型地域スポーツクラブ「どんまい」の取り組みを支援してまいります。

また、NPO法人美唄市体育協会をはじめ、各関係機関・団体等との連携を図り、各種大会・教室等の開催や各団体の活動の支援などを通して、スポーツ活動などに親しむ機会の充実に努めるほか、学校体育施設開放事業を引き続き実施し、地域におけるスポーツ活動の促進に努めてまいります。

社会体育施設につきましては、多くの市民に親しまれ、軽スポーツから競技スポーツまで幅広く利用していただけるよう、指定管理者や関係団体と連携し、適切な管理を図るなど、多様なスポーツ活動の要望に応えられるよう努めてまいります。

以上、平成22年度の教育行政の主要な方針について申し上げます。

教育は、個人の豊かな社会生活ばかりでなく、地域社会の未来にも係わる重要な問題であります。

子どもたちの生き生きとした姿は、地域社会に喜びと活力を与えてくれます。

いかなる環境にある子どもたちに対しても、生まれてから社会に出るまで切れ目なく、社会全体で学びや育ちを支え、支援していくことが必要であります。

教育は、地域の未来であり、希望です。

子どもたちが大人になったとき、地域の生

活文化や豊かな自然環境を継承し、そこで育ったことを自らの誇りとして生きていくことができるよう、「地域に根ざし、暮らしに学ぶ」教育行政の推進に全力で取り組んでまいります。

市民の皆さん並びに市議会議員の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

●議長内馬場克康君 次に、日程の第6、報告第1号例月出納検査結果報告ないし日程の第10、報告第5号定期監査報告の以上5件を一括議題といたします。

これより、本件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって報告第1号ないし報告第5号の以上5件を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第11、委員長報告に入ります。

順序1、平成21年議案第84号美唄市道路占用条例の一部改正の件を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

米田産業・厚生委員長。

●米田良克産業・厚生委員長（登壇） ただいま議題となりました平成21年議案第84号美唄市道路占用条例の一部改正の件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、平成21年第4回定例会において継続審査を求める議決をいただいたあと、平成22年1月28日、2月17日の2日間、委員会を招集して審査いたしま

した。

まず初めに、1月28日に財政健全化計画を担当する部局の出席を求め、条例改正と健全化計画との整合性についての説明がありました。

受けた説明の中身として、財政健全化計画の具体的項目及び財政推計の中に道路占用料の改正は見込んでいない。国道・道道の占用料は既に改正されており、市道も改定し、均衡を図る必要がある。市内関係事業者からも道路占用料に関する要望が提出されている。これまでNTTに要請していた超高速インターネットが利用可能となる光回線のサービスが、本年3月から市内一部地域において提供され、今後このサービスが全市的に展開するための環境を整える点からも必要性がある。など、条例改正の必要について説明があったのち、質疑・答弁を行いました。

初めに、条例改正により、減収となる金額を他の収入で見込んでいくのか、それとも決算時において減収分は飲み込めると判断しているのか、との質疑に対し、道路占用料は使用料であることから、受益と負担の適正化、透明性、公正性を明らかにする必要性があり、公共性を考えると、NTTや北電、美唄ガスなど、公共的料金への占用料の経費の負担というものが転嫁されると考える。また、国からの通知により、国の占用料に均衡した配慮が必要、さらには他の自治体の状況も踏まえる必要の中で改定してきた経過がある。健全化計画における財政推計においては、現段階で平成22年度の予算編成の中で集計を行っている最中であり、道路占用料の減収によってどのような影響が出るのか最終的な数字は

出していないが、現段階では、ある程度収集ができると考えている。これからも状況に応じていろいろな変動が出てくるものと思うが、そういったものもある程度吸収した中で、財政運営を行っていきたい。との答弁。

次に、地元業者である美唄ガス等から美唄市へ具体的な働きかけはあったのか、との質疑に対し、業者には条例改正が継続審査になった旨は伝えていない。との答弁がありました。

次に、2月17日は、これまでの質疑・答弁の結果を踏まえた討論採決を行いました。議事の進行中、委員からの原案に対する修正案の動議が提出され、直ちに先議とし、修正案の内容について動議者から説明を求めました。その後、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

修正案の内容については、施行期日、平成22年4月1日を平成23年4月1日に改めるもので、改正時期については市町村にゆだねられており、改正後における多額な歳入不足に対し、健全化計画を取り進める本市にとってその整合性との関連に疑念をいただくものである。また、他市の動向等も勘案すると、現状の美唄市における財政力の向上と、予算の収支均衡、より安定的な収入確保を図るため、早急な改正は見送るべきと判断される。との内容でありました。

直ちにこの修正案に対して起立採決を行った結果、起立全員により修正案は可決され、修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきます

ようお願い申し上げます、報告を終わります。

●議長内馬場克康君 これより平成21年議案第84号について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**平成21年議案第84号美唄市道路占用条例の一部改正の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第12、報告第6号市立美唄病院経営健全化計画調査特別委員会報告を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

土井市立美唄病院経営健全化計画調査特別委員長。

●土井敏興市立美唄病院経営健全化計画調査特別委員長(登壇) ただいま議題となりました報告第6号市立美唄病院経営健全化計画調査特別委員会報告についてご報告を申し上げます。

本委員会は、平成21年第4回定例会において、全議員で構成する特別委員会として設置され、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく市立美唄病院経営健全化計画」を調査事項として、これまで委員会

を3回開催し、調査を行って参りました。

その経過及び結果について、概要をご報告いたします。

平成21年12月17日開催の委員会では、はじめに地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき実施された「個別外部監査」の結果について、及び個別外部監査結果を踏まえた「市立美唄病院経営健全化計画書素案」について、提出された資料により理事者から説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑の内容としては、この計画素案の成案化までのスケジュールについて、どのような予定になっているのか、との質疑に対し、パブリックコメントを1月の中旬から2月中旬くらいまで予定しており、市民説明会もその期間中にと考えており、成案化については2月のパブリックコメント終了くらいを目途と考えている、との答弁。

次に、院内での協議や外部組織、懇談会等における、この計画素案の作成に至るプロセスはどのような経過だったのか、との質疑に対し、昨年度に策定した改革プランをベースとして、今回の外部監査の結果も踏まえた上で策定しており、院内の運営協議会にも提示をして合意を得ている、との答弁。

次に、今後この計画について議論する際の参考資料として、今回の外部監査で指摘された改善事項の中で、取り入れたものと取り入れなかったもの、その取り入れなかった理由について内容がわかるように整理をいただきたいことと、経営健全化計画書を策定しなければならない公立病院が管内に4つあるが、他の自治体の計画書の内容と比較できるような資料について配慮いただけないか、との質

疑に対し、外部監査結果の改善項目について、取り入れたもの、取り入れないものに分けて作成したい。また、他市の計画策定状況についても相手に確認した中で対応していきたい、との答弁。

次に、病院の資金不足について、資料を見る限りでは平成8年度以降に新たな資金不足が発生し、平成13年度末では約15億6千3百万になっているが、その主な要因は何か、また、パブリックコメントや市民説明会の実施にあたっては広く市民に周知する必要があると思うが、事前周知についてはどのように考えているのか、との質疑に対し、平成8年度以降、資金不足比率が増加した主な要因として、診療報酬の引き下げが行なわれたことと、入院患者の減少というのが一つの要因と考えている。また、パブリックコメント等の実施にあたっては、市のホームページに掲載するほか、市役所や関係機関へ資料を配付していくこととしている、との答弁。

次に、市の経営健全化計画と個別外部監査結果について、病院形態のあり方や公立病院としての役割などの考え方に違いが生じているというようなことで、計画の再検討をしなければならない状況になるということはないのか、との質疑に対し、市立病院改革プランをベースにしながら、経営健全化に向けての必要な取り組みについて具体的なものを盛り込んでおり、改革プランの中でも平成25年度までに一定の結論が得られるように進めていきたいということで総務省にも提出している。今回の外部監査の結果についても公立病院としての役割や市内医療機関との連携、第2次医療圏の拠点病院との連携も含め検討し

ていきたいと考えている、との答弁。

次に、外部監査報告の中で、今後の病院の経営形態のあり方の1つとして地方公営企業法の適用とか独立行政法人というものがあるが、これはどういう内容のものなのか、との質疑に対し、地方公営企業法の適用という形態は、現在、市立病院は財務だけの一部が適用されているが、全部適用となると財務のほかに職員の身分も公営企業職員という形になる。また、地方独立行政法人には公務員型と非公務員型の2つがあり、その経営の主体、管理者を含めて行政から切り離した形の組織として運営していくことになる、との答弁がありました。

平成22年2月17日開催の委員会では、はじめに理事者から提出された「他市の病院健全化計画策定状況」、「個別外部監査結果の経営健全化計画素案への反映状況」、及び「経営健全化計画素案に対するパブリックコメントの状況」の各資料について説明を受け、引き続き質疑を行いました。

主な質疑の内容としては、この計画素案は平成27年までの期間となっているが、例えば今後において計画に盛り込んでいる業務計画や数値目標が達成されない場合、27年まで待ってくれるのか、もしくはそれ以前の状況を見て計画遂行は無理との判断がなされるのか、国の判断はどの時点において下されると考えるべきなのか、との質疑に対し、この健全化計画は27年までということになっているが、単年度ごとの計画が達成されなかった場合は、今後計画の変更もしなければならないと考えており、計画期間内で達成されない見込みの場合は、その方策について、新た

に検討しなくてはならないと考えるが、1、2年で状況が悪化したからすぐに判断が下されるということではないと考えている。との答弁。

次に、年度ごとの資金不足比率の見通しが出ているが、計画をどのように達成するかということで、進行管理というものが極めて大事と思うが、その辺の考え方については、との質疑に対し、単年度の計画達成に向けて、進行管理をきちんとした中で、院内職員が一丸となって努力していかなければならないと考えている。との答弁。

次に、計画の推進管理を行なうにあたって、市民・市長・職員・議会の4つの主体が関わって管理をしていくということが、この経営健全化の成否を決めるポイントだという気がするが、この検討機関というものを市政運営の主体に関われるようなものにしてコンパクトに進めていくという考えが必要だと思うが、その辺の考えについては、との質疑に対し、既に、地域医療懇談会の中で市立病院改革プランを策定しており、そこで信頼される病院づくりなど、幾つかの視点を持って具体的に市民の方々にも意見をいただき、検討を進めているところであり、今回の外部監査でもいろいろな意見をいただいているので、今後、市民説明会での意見等も踏まえたうえで、しっかりと議論していきたい。との答弁。

次に、この経営健全化計画の改善状況について、今後、議会に対し各定例会を節目に報告をいただくということを検討していただけないか、との質疑に対し、情報共有の観点から必要と考えるが、四半期ごとに各種のデータについて取りまとめられるかという事につ

いて、内部で検討させていただきたい。との答弁。

次に、来年度4月から診療報酬の改定ということで答申が出ているが、市立病院の経営健全化に関わる影響というものをどのように押さえているのか、との質疑に対し、診療報酬の改定については、薬価の方は少し引き下げになり、入院基本料や外来の再診療は引き上がる状況にある。薬価の引き下げについては院外処方を実施していることから、それほど影響はないかと考えており、引き上げ改定の方は収益の増加も見込めるのではと考えてはいるが、実際の影響額等については、今後内容を精査した中で分析していきたい。との答弁。

次に、公営企業の会計基準の厳格化ということで、総務省の有識者会議で公営企業法の改正を予定しているようだが、この辺の法改正の動きと改正による問題点や課題、健全化計画等の影響について、どのように把握をしているのか、との質疑に対し、借入資本、企業債等が固定負債の方に回るということでは内容を確認しているが、この法改正によって不良債務が増えるとか、計算上、経営の悪化になるというふうには考えていない。との答弁。

次に、病院経営悪化の原因については、国の医療政策や医師不足の問題など外的な要因もあると思うが、内なる赤字の要因分析の一つとして、今後市立病院がどうあるべきか、市民の意識調査やアンケート調査に取り組んでいただきたいと考えるが、との質疑に対し、アンケート調査を行なうにしても、実施の仕方については非常に難しいところがあるが、

市民の意見、意識は当然把握していかななくてはならないものと考えており、情報を共有する中でまちづくりが行なわれる事が重要と考えているため、手法などについて前向きに検討させていただきたい。との答弁。

次に、市立病院を総合病院としていく以上、新築をしなければならないという考えがあるのか、また、透析関係については国からの助成金などメリット面があるのか、との質疑に対し、病院の新築については、健全化計画期間内の公債費比率などに大きな影響があるため、現状では新築はできないという判断をしている。また、透析の受け入れに対する国からの補助というものはないが、患者が増えたことから収益増にはつながっている。との答弁。

次に、病院が診療所になった場合、透析と内科等との連携については、との質疑に対し、現在、入院と外来の両方で透析を行なっており、今は外科で透析を行っているが、透析を行うための手術等もあることから、診療所体制では、かなり難しい部分が出てくる可能性がある。また、診療所にした場合の救急体制の問題もあるため、今の体制を維持していかなければ救急も含めた地域医療を確保できないと考えている。との答弁。

次に、美唄市地域医療に関する懇談会の構成メンバーと、平成25年までの検討スケジュールはどのようになっているのか、との質疑に対し、懇談会の構成メンバーについては、市長をトップに市立病院長、医師会、社会福祉協議会、商工会議所、農協、金融協会、連合北海道美唄地区連合会、老人クラブ連合会、消費者協会など関係する方々で構成している。

また、25年までの検討スケジュールについて明確な行程表的なものは定めていないが、検討方法も含め市民の皆様の声も聞きながら、きちんとした行程表をつくっていききたい。との答弁。

次に、今後病院の経営安定のためには、市民から信頼される病院づくりというものが大事であると考えているが、その構築に向けてどのように考えているのか、との質疑に対し、健全化計画の素案の中に、経営健全化に必要な事項として、市民に信頼される病院づくりということで、院内ワークショップや各種の研修会、市民を対象とした健康講座の開催など、市立病院改革プランよりも相当踏み込んだ取り組みを進めることとしたところである。との答弁。

次に、現在、在籍している先生方と市長が直接会って、病院問題についてじっくりと話し合う時間というものを設けているのか、また、先生も含めて職員間での部門ごとの意思の疎通というものを図る努力もされていると思うが、その辺の状況については、との質疑に対し、先生方とは、いろんな計画や懸案事項が出た際には病院に出向き、話し合いをしている。また、院長については懇談会のメンバーでもあり、庁内の組織メンバーにもなっただき、いろんなご意見を伺っており、庁内組織自体も横断的な組織ということで、各部署の連携が図れるような形をとっている。との答弁がありました。

平成22年2月26日開催の委員会では、2月19日に開催された計画素案に関する市民説明会の状況を把握するため、理事者から開催結果について説明を受け、引き続き質疑

を行いました。

主な質疑の内容としては、市民説明会の開催が平日の夜ということだが、参加者が13名という数字について、どのように受けとめているのか。また、意見・質問の中の療養病床の関係で、なぜ45床なのかという素朴な疑問もあると思うが、そういったことも説明されたのか、との質疑に対し、今回の市民説明会は、市立病院の経営健全化計画とあわせ、財政健全化計画の基本的な考え方も含めて市民の方々に情報を提供し、ご意見をいただくという趣旨で開催をしたが、協働のまちづくりを進める基本的な考え方の中では、もう少し工夫など必要があったと思っている。また、療養病床については、市立病院は医療型の療養病床であるという説明させていただいた中で、医療度が無ければ市立病院の療養は使えないということも説明させていただいている。との答弁。

次に、市内も広く、日程が合わない状況もあると思うので、中心地の1箇所だけではなく、少なくとも3箇所ぐらいで説明会を開催する必要があったのではないかと、この質疑に対し、今回の市民説明会は、財政健全化計画と合わせて病院の経営健全化計画についてご説明し、ご意見をいただいたところであるが、市立病院の経営健全化計画というのは、市民生活に直結する大変大事な問題であることから、いろんな機会を設けていくことが適切ではないかというふうに考えている。今回は時間的な制約などで2月19日、1回の開催となったが、今後、市立病院経営健全化計画に限らず、市民生活に直結するような事柄を中心に、市政について市民の皆さんに関心を持

っていただいて、共にまちづくりを進めるという観点も含めて、できるだけ多くの市民の方々からご意見を拝聴できるような形で、説明会を開催するようなことで検討してまいりたいと考えている。との答弁がありました。

同日、委員会において、これまでの調査経過を踏まえ協議の結果、3月定例会には議案として市立病院経営健全化計画が提案されてくることから、委員会で行ってきた調査内容を今後の議案審査に活かしていくことを確認し、本委員会としては、この報告をもって調査を終了することに決定いたしました。

以上、本委員会の調査報告といたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま委員長報告のありました報告第6号については、別にご発言もないようですので、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**報告第6号市立美唄病院経営健全化計画調査特別委員会報告**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第13、議案第15号空知教育センター組合規約の一部変更の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました議案第15号空知教育センター組合規約の一部変更の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、本年4月から、北海道総合振興局

及び振興局の設置に関する条例が施行されることに伴い、空知支庁の名称が変更となることから、並びに空知教育センター組合から幌加内町が脱退するため、加入市町の数、議員定数のほか、必要な改正をしようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 これより本件について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第15号空知教育センター組合規約の一部変更の件**は、原案のとおり決定いたしました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第14、議案第16号美唄市長の政治倫理に関する条例制定の件ないし日程の第32、議案第34号財産取得の件の以上19件を、一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第16号美唄市長の政治倫理

に関する条例制定の件であります。

本件は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることに基づき、私自らが遵守すべき政治倫理に関する基準等を定め、資産等公開、政治倫理や資産等に関する報告に係る審査手続きなどを明らかにすることにより、公平・公正で開かれた市政の推進に寄与することを目的として制定するものであります。

この条例制定に伴い、附則において政治倫理の確立のための美唄市長の資産等の公開に関する条例を廃止するほか、条例中の審査会委員の報酬を規定するため、関連する条例を改正するものであります。

次は、議案第17号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、本市の財政状況が依然として厳しい状況にあり、給与独自削減措置が本年3月末をもって終了することから、現在の独自削減措置を1年継続実施するため必要な改正を行うほか、このたびの道営住宅建設用地の売却及び最終処分場の法面保護事業に係る一連の業務執行に対する責任を明らかにするため、私の平成22年4月分の給料月額を5%減額するものであります。

次は、議案第18号美唄市給与条例の一部改正の件であります。

本件は、本市の財政状況が依然として厳しい状況にあり、給与独自削減措置が本年3月末をもって終了することから、現在の独自削減措置を1年継続実施するため必要な改正を行うほか、労働基準法の一部を改正する法律において、1月60時間を超える時間外勤務

手当の支給割合が引き上げられたことから、本市においても同様の改正を行うものであります。

次は、議案第19号美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、労働基準法の一部を改正する法律において、1月60時間を超える時間外勤務を行った職員に対して、時間外勤務手当の支給割合の引き上げ分の支給に代えて、時間外代休時間を指定できることとなったことから、本市においても同様の改正を行うものであります。

次は、議案第20号北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更の件であります。

本件は、北海道市町村職員退職手当組合の組織団体である2団体が解散脱退することから、規約の一部を変更するものであります。

次は、議案第21号美唄市民会館管理条例の一部改正の件であります。

本件は、市民会館の夜間の利用状況が低いことから、開館時間の短縮を行い、管理運営の見直しを図るため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第22号美唄市立公民館条例の一部改正の件であります。

本件は、公民館の夜間の利用状況が低いことから、開館時間の短縮を行い、管理運営の見直しを図るため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第23号美唄市地域体育館設置条例廃止の件であります。

本件は、老朽化する地域会館に係る経費負担が増えていること、また、併設されている

へき地保育所の閉所に伴い、利用者数が大幅に減少するため、平成22年3月末をもって中村地域体育館の用途を廃止することとし、条例を廃止するものであります。

次は、議案第26号美唄市税条例の一部改正の件であります。

本件は、地方税法施行令において、平成21年4月1日から国民健康保険税の介護納付金課税額にかかる課税限度額が9万円から10万円に引き上げられていることから、本市においても同様の限度額とするほか、被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、その被扶養者が国民健康保険の被保険者となったものについて、資格取得から2年間については、後期高齢者医療制度と類似の保険税軽減措置を行っていましたが、後期高齢者医療制度の保険料軽減措置が当分の間継続されることから、本市においても軽減措置を継続するため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第27号美唄市美しきまちづくり条例の一部改正の件であります。

本件は、美唄市環境基本計画を策定するに当たり、環境基本法第44条の規定に基づき、美唄市環境審議会を設置するため、必要な改正を行うほか、審議会の委員の報酬を規定するため、関連する条例を附則において改正するものであります。

次は、議案第30号美唄市高齢者等生きがい活動支援条例の一部改正の件であります。

本件は、条例に規定する事業のうち、生活支援訪問事業の利用対象者がいなくなったため、条文から同事業を削除し、当該事業廃止後は生活支援短期宿泊事業のみとなるため、

必要な改正を行うものであります。

次は、議案第31号美唄市へき地保育所条例の一部改正の件であります。

本件は、少子化等により入所児童が減少しており、今後も入所増を見込めないことから、市内に5カ所あるへき地保育所のうち、中村みのり保育所を茶志内双葉保育園と統合し、中村みのり保育所を閉所するため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第33号美唄市準用河川及び普通河川流水占用料等徴収条例の一部改正の件であります。

本件は、農地法等の一部を改正する法律において準用河川及び普通河川区域にかかる土地占用料の算定基礎となっている小作料の標準額が削除されたことから、これにかわる算定基礎について改正前の農地法の規定を引用するため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第34号財産取得の件であります。

本件は、道営美の里団地が本市へ事業主体変更することに伴い、議案記載のとおり土地を取得しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第24号、議案第25号、議案第28号、議案第29号及び議案第32号指定管理者の指定の件であります。これらの案件は、地方自治法の規定により、公の施設に係る指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

初めに、議案第24号、美唄市民会館、美唄市立公民館、美唄市立公民館拓北分館、美

唄市立公民館桜井邸分館の指定管理者には、特定非営利活動法人美唄市文化協会を、議案第25号、美唄市宮野球場、美唄市宮陸上競技場、サン・スポーツランド美唄の指定管理者には、株式会社アンビックスを、議案第28号、美唄市一般廃棄物最終処分場の指定管理者には、有限会社北美環境管理を、議案第29号、美唄市リサイクルセンターの指定管理者には、社団法人美唄市シルバー人材センターを、議案第32号、美唄国設スキー場、美唄市体験交流施設、美唄市パークゴルフ場の指定管理者には、株式会社アンビックスをそれぞれ指定しようとするものであります。

なお、指定の期間につきましては、いずれも平成22年4月1日から平成25年3月31日までであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第16号ないし議案第34号の以上19件については、大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託のうえ、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより議案第16号ないし議案第25号の以上10件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって議案第16号ないし議案第25号の以上10件についての一括大綱質疑を終結いたします。

次に、議案第26号ないし議案第34号の以上9件について、一括大綱質疑を行います。

13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 私は、議案第34号財産取得の件につきまして、大綱的質疑を申し上げたいと思います。2点ございます。

1点は、議案に示されるべき事項に関して伺います。本件の議案につきましては、この示された議案書に記載をされてるとおり、土地の表示、それから取得金額、相手方と、3点にわたりまして提示されております。しかし、この土地をどのように取得をしていくのか、という取得方法については明らかにされておられません。

過日、1月の27日に招集されました臨時議会、この中で、一般会計補正予算（第9号）の第2表、債務負担行為の補正が提案をされ、原案どおり議決をされたわけでございます。これらの議決の内容で、相手方であります北海道知事と仮契約を締結したとすれば、その主な内容を取得方法として、議案に組み入れるべきだと私は考えるわけでございます。なぜそう言うかといいますと、この債務負担行為の補正、これは追加でございましたが、道営住宅取得事業は、平成22年度から26年度までの期間、そして、限度額として、道営住宅美の里団地事業主体変更に係る用地取得費として7,166万6,000円が補正をされたわけでございます。この際の説明にもありましたとおり、ここに示された取得金額6,431万6千何がし、プラス分割で取得をするという、そのための利息744万9,000円、これが加わって、債務負担行為の限度額の設定というふうに理解をしているわ

けでございます。この財産取得の件の提案された中身では、それらの内容について理解をしがたいものになりますので、1件ずつの議案とすれば、この議案の提案の仕方というのは不十分だろうと。そこで、議案に今申し上げた取得方法に関しては組み入れるべきだと、このように思うんですが、ご見解をお伺いをしたいと思います。

次に、財産を取得する理由でございます。ちょうど2年越しと言いましょいか、平成20年の夏辺りからこの問題が報道等されまして、私は平成20年の4定、12月の議会でこの問題、最初に取り上げたわけでございます。今日までの議論経過の中で、この美の里団地を道営住宅から美唄市の市営住宅として事業主体の変更をするという事を、なぜするのかということに対して、将来の公営住宅のストック再編に有効だと、そういう考え方で道営住宅の取得事業を評価をし、私どもに対する説明もされてきたわけでございます。繰り返してしつこいお話をする気ございませんが、私はこの時点でも何で道営住宅のままでは、将来の公営住宅のストック再編に影響が出るのか、理解ができないわけでありまして。道営住宅のままでは何ら支障がない。わざわざ老朽化した住宅を、土地代含めて1億を超える多額の投資をして、取得をする理由はない。市民利益にかなわない、この考え方は不変でございます。改めて道営美の里団地を取得する理由をお尋ねをしたいと思います。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 副市長。

●副市長斎藤正紀君 大変恐縮でございますが、答弁準備のため、1時間程度お時間をち

ようだいしたいと考えておりますので、よろしくお取り計らい願います。

●議長内馬場克康君 午後1時まで休憩いたします。

午前11時23分休憩

午後 1時19分開議

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの紫藤議員の質疑に対する理事者の答弁から入ります。

市長。

●市長桜井道夫君 答弁準備に時間をいただきありがとうございました。

紫藤議員の大綱質疑にお答えします。

まず、財産取得の件に係る議案に示されるべき事項についてであります。議案に記載する事項についてであります。これまで財産取得に関して議決していただく事項としては、所在地、種別、数量などを記載し提案してきたところであります。財産取得の議案につきましては、取得方法や目的についても記載することがより望ましいと考えており、今回のような債務負担を伴う分割による財産の取得の場合は、こうした点に留意し、提案すべきところであったと考えております。今後は、議案に記載する事項を十分精査し、議案として提案してまいりたいと考えております。

次に、財産を取得する理由についてであります。市営住宅につきましては、老朽化した公営住宅の建て替えなど整備が必要であり、本市の財政状況を踏まえ、道において、市街地中心部における道営住宅の建設を要望して

きたところであります。道営住宅の建設につきましては、道の道営住宅整備活用計画により、道営住宅の全体管理戸数を縮減する方向が示されており、新たに建設を行う場合は、既存都営住宅の市町村への事業主体変更を行うことが必要な要件とされていることから、美の里団地を取得することは新規に道営住宅を建設する際の必須条件となります。本市には、市街地中心部及びその周辺に市営住宅がないことから、道営美の里団地の事業主体の変更を行うことにより、市としては老朽化した市営住宅もありますので、将来における市営住宅の再編等に当たって、高齢者等の住み替え先として、この美の里団地の有効活用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 13番、紫藤政則議員。
●13番紫藤政則議員 大綱質疑でございますし、この後、付託される常任委員会できめ細かな審査が行われるわけでございますから、私の発言はこれでとどめますが、ご答弁は結構でございますが、是非、留意をしていただきたいことを申し上げたいと思います。

この議案の問題でございますが、既にご答弁がありましたように、本来は市民が見て内容がわかるもの、いわゆる、わかりやすい議案の提出と、こういったことから、法令で書式が定められていないものは、常にそういった視点で議案の内容を決めていくと、そういう主体性と市民の視点というのが大切だと思います。単に財産取得の件、ということだけではなくて、すべて議会に対する議案については、そのような点を留意をしていただきたいと思います。

しかし、今日までの経過の中で、私もわかりやすい議案説明、そして、資料の提出ということをお願いしました。副市長、道からおいでいただいてから、更に、そのことが徹底をされまして、資料もより内容の濃い、具体的なものになってきております。このことにつきましては、評価をいたしているところでございます。是非とも私の趣旨を理解をいただいて、今後、市政の執行として留意をしていただくように、ご配慮方、要請申し上げる次第でございます。

2点目の問題は、これは、議論が平行線で終わる中身でございます。私の考えは一貫して変わっておりません。財産の取得が、美唄市民のためになるのかどうなのかということ率直に考えましても、これは、16年経過をして、そしてさらに建て直すという事態になったときに、市営住宅としてその責任がすべて美唄市にかかるわけでございます。道として持っていていただいて、そして新しくしていただくと。このことが一番いい選択だと思うわけであります。

あわせて、先ほど御答弁ありました、新たな道営住宅の建設のための前提条件、古い道営住宅を事業主体の変更することは、前提条件であるという趣旨の御答弁がございました。私はこのことについても、1999年に地方分権一括法が法律として制定をされ、2000年から地方の自ら考えるという自治制度が確立をしたわけでございます。国や道の関与というものが限定をされ、少なくとも法律や政令、いわば法律の縛りが無いものに関して、そのことを縛りかけるような、そういう道の姿勢であってはならないと、私はそのよう

に思うものであります。是非、私自身、議案を審査するに当たりまして、地方の主体性と、その根拠をきちっと法律にのっているのかどうか、これは明らかにして、これからの審査に対応したいというふうに考えてございます。

願わくば、言われたからこうするという姿勢ではなくて、しっかりと、その辺の地方自治体としての姿勢に臨む、仕事に臨む態度、この際、しっかり持っていていただきたいということをご要望申し上げまして、発言を終わりたいと思います。

以上でございます。ご答弁は結構です。

●議長内馬場克康君 これをもって議案第26号ないし議案第34号の以上9件についての、一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第16号ないし議案第25号の以上10件は、総務・文教委員会に、議案第26号ないし議案第34号の以上9件は、産業・厚生委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第33、議案第35号市立美唄病院経営健全化計画策定の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君(登壇) ただいま上程されました議案第35号市立美唄病院経営健全化計画策定の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、市立美唄病院における平成20年度の資金不足比率が20%以上となったことから、地方公共団体の財政の健全化に関する

法律の規定に基づき、本計画を定めようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第35号は大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより議案第35号について大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、大綱質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第35号は、15人の委員をもって構成する市立美唄病院経営健全化計画審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました市立美唄病院経営健全化計画審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、吉岡文子議員、森川明議員、五十嵐聡議員、高田正則議員、高橋幹夫議員、阿部義一議員、長谷川吉春議員、米田良克議員、白木優志議員、小関勝教議員、

土井敏興議員、本郷幸治議員、

紫藤政則議員、林国夫議員、

谷村孝一議員の以上15人の議員を指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第34、議案第36号平成21年度美唄市一般会計補正予算(第11号)ないし、日程の第46、議案第14号平成22年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上13件を一括議題といたします。

本件に関し提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道雄君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第36号平成21年度美唄市一般会計補正予算(第11号)であります。

本件は、第1条地方債について補正しようとするもので、し尿処理場整備事業に要する廃棄物処理施設整備債の限度額を追加補正しようとするものであります。

次に、議案第37号平成21年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第2号)であります。

本件は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ240万6,000円を増額し、補正後の予算総額を38億8,753万9,000円としようとするものであります。

補正内容について、歳出から申し上げますと、国保税介護納付金課税額の上昇抑制のために交付された、国庫支出金を翌年度予算に充てるため、基金積立金に積み立てるものがあります。一方、歳入につきましては、国庫支出金を計上し、財源対応いたしました。

次に、平成22年度各会計予算について申し上げます。

平成22年度の予算編成につきましては、財政状況が依然厳しい中、平成20年度に策定した美唄市財政健全化計画を着実に推進し、引き続き歳入の確保や歳出の抑制に努めました。この結果、全会計の予算の総額は280億5,208万2,000円となりました。以下、各会計ごとに予算の概要をご説明申し上げます。

初めに、議案第4号平成22年度美唄市一般会計予算であります。第1条は、歳入歳出予算の総額を159億3,597万8,000円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。以下、歳出の主なものについて申し上げますと、議会費には、議会の運営に要する一般管理事務費などを、総務費には、我路地区デジタルテレビ中継局整備事業費や、専修大学北海道短期大学に対する支援費などを、民生費には、子ども手当支給事業費や間口除雪需用費などを、衛生費には、中高年疾病予防事業費や環境基本計画策定事業費などを、労働費には、緊急雇用対策事業費や地場産品アンテナショップ運営事業費などを、農林費には、地域資源を活用した農村と都市の交流事業費や地域ICT利活用モデル推進事業費などを、商工費には、高齢

者に優しい商店街づくり実証事業費や地域の魅力まるごとブランド化推進事業費などを、土木費には、都市計画街路整備事業費や道路新設改良事業費、公営住宅改善事業費などを、消防費には、高規格救急自動車の更新に係る車両購入費やはしご車総点検整備事業費などを、教育費には、グリーン・ルネサンス推進事業や小中学校の文化・体育大会及びスポーツ少年団等における児童生徒の全国大会派遣に対する支援費などを、公債費には、市債の元利償還金などを、職員費には、一般会計職員の給与等に要する経費などを、諸支出金には、特別会計に対する繰出金などを、それぞれ計上いたしました。一方、歳入予算の主なものといたしましては、市税、地方交付税、国庫支出金、市債などを計上いたしました。第2条から第4条までは、債務負担行為、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第5号平成22年度美唄市民バス会計予算であります。第1条は、歳入歳出予算の総額を4,688万8,000円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。歳出予算の主なものについて申し上げますと、市民バス運行費に、4,588万8,000円を計上いたしました。一方、歳入予算の主なものといたしましては、使用料及び手数料に1,613万2,000円を計上いたしました。第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第6号平成22年度美唄市国民健康保険会計予算であります。第1条は、歳入歳出予算の総額を36億1,828万5,

000円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。歳出予算の主なものについて申し上げますと、保険給付費に24億8,953万7,000円を計上いたしました。一方、歳入予算の主なものとしては、前期高齢者交付金に8億9,005万6,000円を計上いたしました。第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第7号平成22年度美唄市老人保健会計予算であります。第1条は、歳入歳出予算の総額を41万円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。歳出予算の主なものについて申し上げますと、医療諸費に30万2,000円を計上いたしました。一方、歳入予算の主なものとしては、支払基金交付金に14万7,000円を計上いたしました。

次は、議案第8号平成22年度美唄市下水道会計予算であります。第1条は、歳入歳出予算の総額を21億2,503万5,000円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。歳出予算の主なものについて申し上げますと、下水道費に4億9,502万8,000円を計上いたしました。一方、歳入予算の主なものとしては、起債に7億4,250万円を計上いたしました。第2条から第4条までは、債務負担行為、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第9号平成22年度美唄市介護

保険会計予算であります。第1条は、歳入歳出予算の総額を24億1,647万7,000円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。歳出予算の主なものについて申し上げますと、保険給付費に22億6,166万9,000円を計上いたしました。一方、歳入予算の主なものとしては、支払基金交付金に6億8,982万4,000円を計上いたしました。第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第10号平成22年度美唄市介護サービス事業会計予算であります。第1条は、歳入歳出予算の総額を2億1,508万9,000円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。歳出予算の主なものについて申し上げますと、総務費に1億6,463万5000円を計上いたしました。一方、歳入予算の主なものとしては、サービス収入に2億1,441万円を計上いたしました。第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第11号平成22年度美唄市後期高齢者医療会計予算であります。第1条は、歳入歳出予算の総額を7億2,015万9,000と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。歳出予算の主なものについて申し上げますと、北海道後期高齢者医療広域連合納付金に7億1,220万7,000円を計上いたしました。一方、歳入予算の主なものとしては、後期高齢者

医療保険料に2億5,169万3,000円を計上いたしました。

次は、議案第12号平成22年度市立美唄病院事業会計予算であります。第2条は、病床数、年間患者数及び1日平均患者数の年度内業務の予定量を定めるものであります。第3条から第8条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第13号平成22年度美唄市水道事業会計予算であります。第2条は、給水戸数、年間総配水量、一日平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。第3条から第9条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、起債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第14号平成22年度美唄市工業用水道事業会計予算であります。第2条は、給水事業所数、年間総配水量及び一日平均配水量を定めるものであります。第3条から第7条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金について、それぞれ定めようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第36号ないし議案第14号の以上13件は大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別

委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより議案第36号ないし議案第14号の以上13件について、一括大綱質疑を行います。

([なし]と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第36号ないし議案第14号の以上13件については、15人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

吉岡文子議員、森川明議員、五十嵐聡議員、高田正則議員、高橋幹夫議員、阿部義一議員、長谷川吉春議員、米田良克議員、白木優志議員、小関勝教議員、土井敏興議員、本郷幸治議員、紫藤政則議員、林国夫議員、谷村孝一議員の以上15人の議員を指名い

たしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 1 時 4 1 分 散会

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに
署名する。

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____